

新闻摘要

(2005年6月16日~7月15日)

7月6日(星期三)

这一天，大阪地方裁判所首次公布了对于中国残留孤儿向15个地方裁判所提起的、要求国家进行赔偿的索赔诉讼之判决结果。判决对于原告所提出的、国家违背了实施早期归国的义务以及违反了自立支援义务的这两项指控，判以原告指控的两项行为都“不存在违法性”，因而全面驳回了原告的起诉。

原告方准备进行上诉。



7月7日(星期四)

对于致力于让世人了解中国黑龙江省方正县政府在1963年为那些在本地去世的日本人修建的“日本人公墓”这一事实、同时对方正县的农业发展和日语教育等事业进行支援的“方正地区支援交流会”（一段时间其活动曾处于停顿状态。本刊上一期作过介绍）这一组织，以第二、三代为中心的中国归国者，本着“传承公墓存在的事实、促进日中交流”的精神，于今年6月，将“方正地区支援交流会”易名为“方正友好交流会”，从而使其踏上了新的征程。

7月8日(星期五)

7日，中国迎来了日中战争的导火线——“卢沟桥事变”纪念日。这一天，三千名部队有关人员及市民，在坐落于北京郊外卢沟桥的“抗日战争纪念馆”，举行了纪念仪式。另外，纪念馆在完成了全面翻新的装修工程后，这一天重新对外开放。在纪念馆里，有一块名为“日军暴行”的展地，同时也有介绍、强调战后日中友好历史的内容。

ニュース記事から

(2005年6月16日~7月15日)

7月6日(水)
中国残留孤児が全国15地裁で提訴している国家賠償訴訟の初めの判決が6日、大阪地裁であった。判決は、原告が主張していた国による早期帰国実現義務違反と自立支援義務違反について、いずれも「違法な行為があったとは認められない」としりぞりけ、原告の請求を全面的に棄却した。原告側は控訴する方針。

7月7日(木)
中国の黒竜江省方正県政府が現地で亡くなった日本人のために1963年に建設した「日本人公墓」の存在を広く知らせるとともに、同県の農業や日本語教育などへの支援を行ってきた「方正地区支援交りゆうかい」（一時活動が休止状態。前号のほんらんじょうかい）について、中国帰国者2・3世たちが中心となり、公墓の存在を語り継いで日中の交流を育もうと今年6月、同かいほうまさゆうこう会を「方正友好交流の会」として再出発させた。

7月8日(金)
中国は7日、日中戦争の発端となった「盧溝橋事件」の記念日を迎え、北京市郊外・盧溝橋にある「抗日戦争記念館」で軍関係者や市民3,000人による記念式典を開催した。また、同記念館は同日、施設を全面改裝して再オープンした。展示内容は、「日本軍の残虐行為」というブロックが設けられている一方、戦後の日中友好の歴史の紹介についても強化されている。